

2008年10月16日

出版社各位

社団法人日本文藝家協会
理事長 坂上 弘

ネット上の「書籍検索」許諾について（お願い）

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。日本文藝家協会は、著作権管理事業をはじめ文芸家の創作活動を守るさまざまな業務を順調に展開しておりますが、これも偏に皆様のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて本日は、昨今インターネットで多用されるようになっている「書籍検索」について日本文藝家協会としてのお願いをさせていただきます。

ご承知のようにアマゾン、グーグルに代表される「書籍検索」システムによって、利用者は「書籍内の文章検索」もインターネットで見ることができるようになっております。最近、当協会会員の書籍のかなり多くの部分が見られるようになってきていることが判明し、著作権者の許諾なしに行われた著作権法違反に当たることが、当協会理事会で協議の議題に上りました。ネット上の「書籍内の文章検索」は、もとより出版社としての販売促進の意味から、書籍の内容の一部が閲覧可能となっているシステムと承知しております。しかし、これら「書籍検索」や「文章検索」については、閲覧できるのは書籍の総ページの20%までとし、必ず著作権者の許諾をいただくというご説明を受け、かつ当面は文芸書は検索の対象としないというお話を、文芸書を多く扱っている出版社からは伺っておりました。

今回、「書籍検索」や「文章検索」のあり方について当協会理事会で問題点が指摘されましたのは、例え20%の公開であっても短編集などで一作品全部が読めてしまうもの、作品の根幹部分が明らかにされてしまうもの、人物エッセイ集などで一人分の項目が全部読めてしまうもの、詩歌・短歌・俳句集などで大半の内容が読めてしまうもの——などの掲載でした。掲載によって、さらにその書籍を手にとって見たいくなる販売促進のための「公開」ではなく、掲載により作品を「読了」したと思わせるような過大な公開は避けていただきたい、という意見が出されました。

つきましては、貴社におかれまして「書籍内の文章検索」等で作品掲載の許諾を出される時には、以上の点に十分ご留意され、同時に著作権者の許諾も必ず得ていただきますようお願い申し上げます。

敬具